

京都市上下水道局告示第28号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成26年7月4日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

滋賀県草津市山寺町707-7

ダイワ設備

武田 忠與

2 廃止年月日

平成26年6月18日

(上下水道局水道部給水課)